

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	不妊治療に要する費用の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、不妊治療に要する費用の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県知事

## 公表日

令和8年1月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	不妊治療に要する費用の助成に関する事務
②事務の概要	不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 特定個人情報ファイルは、経費の支弁の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査、その資料の提出に対する応答のために使用する。
③システムの名称	山口県統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
不妊治療費用補助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・山口県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第2条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口県 総務部 文書課 情報公開・文書班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2756
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課 保育・母子保健班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2947
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="radio"/> 委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="radio"/> 提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="radio"/> 接続しない(入手) <input type="radio"/> 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="radio"/> 接続しない(入手) <input type="radio"/> 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[ ○ ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [    ] 内部監査 [    ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律のほか、個人情報取扱特記事項及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」等に則り、漏えい等が生じないよう安全管理措置を講じている。	

麥更箇所